

適正服薬支援のための薬剤情報通知事業委託仕様書

1 業務の目的

市町村国民健康保険（以下、「市町村」という。）の被保険者のうち、重複、多剤服薬等の該当者をレセプトデータから抽出し、適正な受診や服薬の促進を促す個別通知を送付するとともに介入後の効果分析・評価を行うことで、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を図る市町村の取組みを支援する。

2 業務の名称

適正服薬支援のための薬剤情報通知事業

3 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務委託の内容

(1) データ分析業務

市町村のレセプト分析を行い、重複、多剤服薬等の服薬状況及び重複・頻回等の受診状況を把握し、通知対象者を優先度別等に抽出すること。

なお、服薬状況や受診状況等の抽出条件については、受託者が提案した抽出条件をもとに、委託者と協議して決定すること。

(提供データ)

データ（※1）の概要	帳票名
・対象者抽出のための分析用データ 令和6年4月～令和6年6月の医科及び調剤にかかるレセ電コード情報 (なお、契約締結後まだ委託者が入手していないデータについては委託者が入手次第受託者に提出するものとする)	医科:21_RECODEINFO_MED. CSV 調剤:24_RECODEINFO_PHA. CSV DPC:22_RECODEINFO_DPC. CSV 医科:21_KDBINFO_MED. CSV 調剤:24_KDBINFO_PHA. CSV DPC:22_KDBINFO_DPC. CSV
・結果報告のための分析用データ 令和6年7月～令和6年12月（※2）の医科及び調剤にかかるレセ電コード情報	

※1 取り扱うデータは個人情報であるため、セキュリティが確保された方法で受け渡しを行うこととし、受け渡しにかかる費用は受託者が負担すること。

※2 対象者への通知前の状況を確認することを目的にデータ期間を幅広に設定している。

(2) 個別通知の送付等

(1)の通知対象者へ個別通知の送付等を実施すること。

ア 通知対象者の抽出

通知対象者は、重複、多剤服薬等の服薬状況、重複・頻回等の受診状況、性別及び年齢階級別に区分をすること。全体的に介入効果や傾向が確認できるように、抽出条件を設定し、通知後の効果が見込めないリストも設定すること。

詳細は、委託者と協議して決定すること。

※令和5年度実績（参考）

通知総数：6,477通

抽出期間：11か月

重複服薬：ひと月に同一成分の医薬品が異なる医療機関（2医療機関以上）から処方されている者

多剤服薬：ひと月に複数医療機関以上（2医療機関以上）で、6種類以上の医薬品が処方されている者

※令和6年度予定通数：5,000通程度

イ 通知等の作成・送付

送付する通知等の勧奨資材の作成、宛名作成のほか必要な処理を行うこと。通知等はポリファーマシーの啓発や薬剤情報等の内容を含め、上記アに基づいて通知対象者への勧奨が最も効果的に実施されるよう2パターン以上の勧奨資材を作成すること。通知等の規格は任意とするが、誤送付防止を十分考慮して作成、郵送すること。

なお、郵送費は委託料に含むものとする。

データの概要	様式
・宛名作成用データ 保険者番号、被保険者記号番号、宛名番号、 被保険者氏名（カナ）、被保険者氏名（漢字）、 郵便番号、住所、方書、生年月日及び性別 ※外字は、仮名表記で通知作成	特定健診等被保険者データ KD_IF015

ウ サンプル納品

受託者は、業務が完了したときは速やかにサンプルを委託者に納品すること。また、受託者は、中間段階におけるサンプルを求められたときは、速やかに委託者に提出しなければならない。

受託者は、納品したサンプルの誤り又は訂正事項があった場合、業務完了後であっても委託者と協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、委託者へ再提出しなければならない。

サンプルの著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、サンプルについては、

秘密情報等が含まれないものとする。

エ 電話相談窓口の開設及び電話相談対応

一斉に通知発送を行うため、受託者は電話相談窓口の開設及び電話相談対応を実施すること。

通知文書への電話相談窓口の記載を行うこと。電話相談対応マニュアルを参考として委託者へ提示すること。電話相談件数や相談日時、相談内容、その回答内容をまとめて適宜委託者へデータにて、セキュリティに考慮した方法で報告すること。

設置期間は、送付後3月程度とするが、詳細は、委託者と協議して決定すること。

オ 医師会及び薬剤師会への説明

受託者は、医師会及び薬剤師会への事業説明を行う際の資料の作成を行い、委託者とともに説明へ同行すること。

カ 上記のアからオまでの詳細については、受注者において企画書により提案し、県と協議の上、決定すること。

(3) 通知対象者の医療費の増減の検証と効果測定

通知対象者の通知前と通知後の服薬状況及び医療費の変化を分析し、事業実施による効果を検証し、報告書を作成すること。

5 個人情報保護

個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

6 留意事項

(1) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。

(2) 本事業の実施にあたっては、県及び関係機関（宮崎県国民健康保険団体連合会、市町村等）と十分な連携を図ること。